

緊急アピール

被災者主体の復興の道をめざして

——国交省直轄調査による「計画策定支援」への懸念——

令和6年4月4日

呼びかけ人（50音順）

阿部重憲（新建築家技術者集団宮城支部）

糸長浩司（元日本大学教授／NPO エコロジーアーキスケーブ理事長）

遠州尋美（みやぎ震災復興研究センター事務局長）（本アピール事務局・問い合わせ先）

岡田知弘（京都大学名誉教授）

小川静治（東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター事務局長）

窪田亜矢（東北大学大学院教授）

塩崎賢明（神戸大学名誉教授・みやぎ震災復興研究センター顧問／兵庫県震災復興研究センター共同代表）

鈴木 浩（福島大学名誉教授／元福島県復興ビジョン検討委員会座長）

田中純一（北陸学院大学教授）

田中正人（追手門学院大学教授）

高林秀明（熊本学園大学教授）

千代崎一夫（全国災対連世話人／住まいとまちづくりコープ代表）

出口俊一（兵庫県震災復興研究センター事務局長）

寺西俊一（一橋大学名誉教授）

長谷川公一（尚絅学院大学特任教授・みやぎ震災復興研究センター副代表）

増田 聡（帝京大学教授／東北大学大学院教授）

丸谷博男（新建築家技術者集団能登半島地震復興支援本部長）

村井雅清（被災地 NGO 協働センター顧問）

能登半島地震で被災されたみなさま、心からお見舞い申し上げます。一日も早く、くらしとなりわいの再建がかないますことをお祈り申し上げます。

国土交通省（国交省）は、令和6年3月22日、能登半島地震復旧・復興支援本部第4回会合において、能登地域7市町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町）を対象に、予備費による直轄調査を実施する計画策定支援スキームを公表しました。このスキームは、未だ日々のくらしと生命を維持することが最優先の状態にある被災者に分断と対立を持ち込み、復興後のくらしやまちのあり方を相互討論する機会を奪う危険を孕むものです。

その危険とは、同計画策定支援スキームが示す復興まちづくりの計画策定プロセスにあります。スキーム図では、[①「復興に向けた首長メッセージ」→②「復興ビジョンの策定」→③「検討委員会発足」→④「住民意向調査の実施」→⑤「復興まちづくり計画策定」→⑥「事業実施」]というプロセスが想定されています。しかも、国交省が直轄調査により計画策定支援をするのは、②「復興ビジョンの策定」部分であり、調査日

的は、地域特性と被災状況の把握です。調査項目には住民意向の把握はなく、それにも関わらず、「復興の青写真の検討」が含まれています。仮にこのスキーム図の想定通りのプロセスが踏まれるのなら、「復興ビジョン」は単なるスローガンではなく、復興の青写真を言語化した「復興像」であり、「首長メッセージ」が反映しているとしても、被災して、そのダメージのもとで日々の暮らし、生命をつないでいる被災者の声は反映されないものになってしまいます。

さらに懸念されるのは、復興ビジョンを絵に描いた餅に終わらせず、実現可能性を持たせようとする、いきおい、既存の制度・手法をビジョン実現手段として想定しがちだということです。実際、東日本大震災における復興構想会議（構想会議）の「提言」には、防潮堤、二線堤、浸水地域からの住宅の移転と嵩上げ市街地の整備や高台での住宅地整備のイメージ図が描かれ、その実現手段としての防災集団移転促進事業まで図解されていました。制度・手法は、適用要件、補助金、あるいは私権制限を伴うので、適用・不適用で、便益を受ける人、受けない人、不利を被る人、免れる人が生まれます。能登半島地震からの復興ビジョンでも同じことが行われれば、被災者の対立や分断の火種となるのではないかと危惧するものです。

この危険は、政府も気づいていないわけではありません。例えば、内閣府（防災）及び内閣官房は、令和6年2月22日「復興まちづくりに当たっての参考資料～令和6年能登半島地震からの被災地再生へのみちしるべ～」を公表し、その中で「復興まちづくりの検討にあたっての基本的考え方」（「基本的考え方」）として、復興まちづくり「の検討に当たっては、まず市町村において地域住民の意向を丁寧に伺うとともに、まちづくり協議会など地域の意見を集約・形成していく場をつくり、それを活用してしっかりと議論を重ねることが大切」だとし、「こうしたプロセスを経て、地域の将来像とその実現手法を復興まちづくり計画として取りまとめ」と、ボトムアップによる計画策定の必要性を述べています。復興の青写真に反映させる被災者の意向とは、アンケート調査の集計ではなく、「地域の意見を集約・形成していく場」で「議論を重ね」てまとめ上げるのだと釘をさしているものと思います。

被災から3ヶ月を経た今の時点でも、能登半島地震の被災者の多くは、1次避難所、2次避難所、建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、在宅などの所在場所の別に関わらず、依然として日々の暮らしと生命を維持することが最優先の状態にあり、被災前の近隣住民同士が相互に意思疎通をはかって、復興後のくらしやなりわい、地域社会のあり方について主体的に考え、議論できる環境にはありません。加えて、被災住宅の解体撤去や瓦礫の処理だけでも相当な期間を要することが予測され、避難の長期化も避けられそうにもありません。被災者の置かれた状況を考えれば、被災者の当面のくらしを保障し、同時に被災者同士がコミュニケーションできる条件を整えることに相当な覚悟と資源を費やすことが先決であって、それなしに「基本的考え方」を貫くことは不可能だと考えます。

以上の認識にそって、私たちは、復興まちづくり計画の策定支援を行うことに優先して、「基本的考え方」にあるように地域の意見を集約・形成していく場をつくることが可能となる条件の確立に努めることを求めます。すなわち、

（1）罹災判定や災害救助法による応急救助、公費解体、被災者生活再建支援金の申請はもとより、復興事業においても期限を区切ることなく、被災者がくらしとなりわいを取り戻すまで、支援を打ち切ることなく継続することを明確にしてください。

（2）在宅避難も含めて、避難が長期化したとしても、避難期間中の居住環境、医療、介護、就学条件など

人間らしい暮らしに必要な支援については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」を抜本的に改めて、罹災判定や前例にとらわれることなく万全の支援を行うことを約束して、被災者の安全・安心を確保してください。

(3) 罹災判定に関わらず、全ての被災者にアウトリーチして被災者の声に耳を傾け、寄り添いつつ、暮らしの維持、再建にかかわる情報を届け、分散した被災者間のコミュニケーションを取り持つ伴走型システムを官民共同で築き上げ、維持できるように、財政的な裏付けと被災者情報の共有を行い、その取り組みを通じて被災者一人ひとりの意向の把握とその集約を行うことができるようにしてください。

(4) 「基本的考え方」が示すように、「被災された方々が、再び住み慣れた土地に戻って来られるよう、そして一日も早く元の平穏な生活を取り戻せるようにすることが何よりも重要」であるとしても、被災者が「再び住み慣れた土地に戻る」か否かは、最終的には被災者自身が決めることとなります。被災者が行う選択にかかわらず、全ての被災者が人間らしいくらしを取り戻すことができるように万全の支援をおこなうことを明確にしてください。

問い合わせ先：アピール事務局 遠州尋美 mimi_enshu@mac.com

賛同者リスト

(お名前・ご所属等 50音順で記載予定)

このアピールへの幅広いみなさんのご賛同を募ります。4月10日第一次集約を公表し、政府、石川県、国政政党等にお届けします。賛同募集は、4月10日以降も、必要な期間継続いたします。ご賛同いただけるかたは、アピール事務局・遠州尋美宛 (mimi_enshu@mac.com)、ご氏名、ご所属・肩書等、連絡方法を明記の上、メールでお知らせください。